

## 航空法

### I. 案内情報

- ① 手 続 名：外国航空機の航行の許可
- ② 手 続 根 拠：航空法第126条第1項または第2項  
航空法施行規則第230条
- ③ 手 続 対 象 者：外国籍航空機により法第126条第1項または第2項に掲げる航行を行う者
- ④ 提 出 時 期：運航の予定期日の10日前までに提出
- ⑤ 提 出 方 法：航空法施行規則第230条各号に掲げる事項を記載した申請書を作成し、国土交通省航空局航空局航空ネットワーク部航空事業課へ提出してください。
- ⑥ 手 数 料：なし
- ⑦ 添付書類・部数：なし
- ⑧ 申 請 書 様 式：特になし
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先となる国土交通省航空局航空局航空ネットワーク部航空事業課にお問い合わせ下さい。

### II. 窓口情報

- ① 提 出 先：国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課 03-5253-8111(内線48514)
- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課

### III. 手続情報

- ① 審査基準：航空局所管の許認可等に係る審査基準及び標準処理期間（平成6年空総第177号）
- ② 不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）